

標 題：

パナマ籍船に対する無線方向探知機の
搭載免除の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 163

Date : 平成7年7月10日

関係船主、造船所 各位

74 SOLASの1988年改正第V章第12規則(p)は、国際航海に従事する総トン数1600GT以上の船舶に対して無線方向探知機を備付けるよう、又特定の条件の下にこの無線方向探知機を免除することができることを定めております。

この度、パナマ政府から、パナマ籍船で、その就航海域の全域での使用に適した無線航行機器、例えばGPS (Global Positioning System)、NNSS (Navy Navigational Satellite System)等を装備している場合、無線方向探知機を搭載を免除してもよい旨の通知がありました。

今後、無線方向探知機を搭載の免除を希望される場合、代わりに搭載される無線航行機器の仕様の分かる資料とともに、免除申込を、直接、或いは最寄りの支部・事務所を経由して弊会本部に提出して下さい。提出された資料の調査、及び支部・事務所における代替無線航行機器の設置状況等を調査し、その結果を基に、担当支部・事務所から無線方向探知機を搭載に関する免除証書を発行いたします。当該免除証書は、有効期間が5ヶ月の短期証書となります。有効期間が2年の本証書は、弊会からの報告をうけたパナマ政府当局から発行されます。

尚、今回のパナマ政府の決定は、74 SOLASの1988年改正第V章第12規則(q)で1980年 5月25日以降1995年 2月 1日前に建造された船舶に1999年 2月 1日迄要求されるホーミングをする為の無線設備要件には適用されません。従って、無線方向探知機の機能を利用したホーミング機能が備付けられている船舶は、1999年 2月 1日迄引き続き無線方向探知機を備えておく必要がありますので、念のため、申し添えます。

以 上